

稲荷地区交通バリアフリー 移動円滑化基本構想に基づく

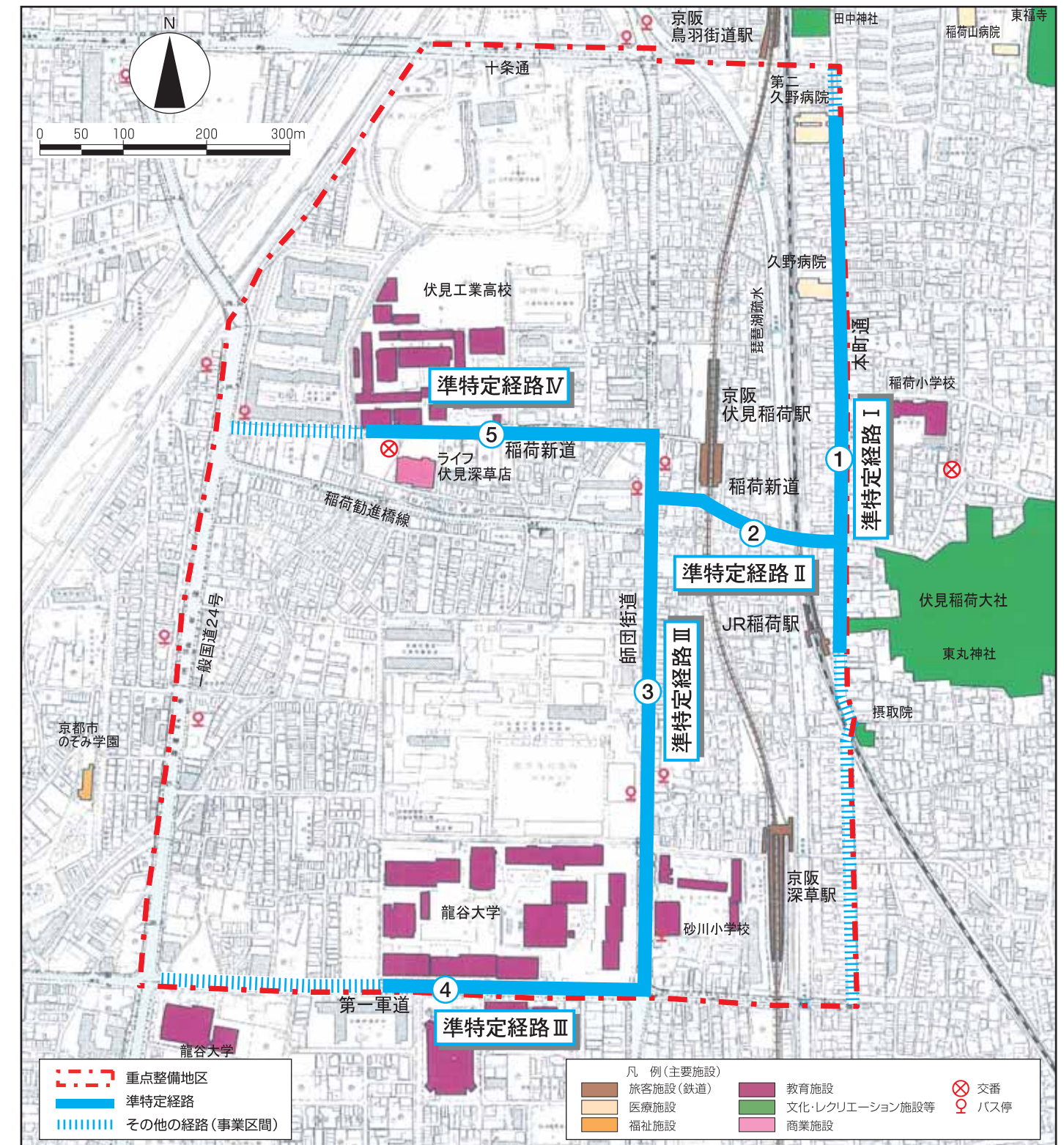
道路特定事業計画 交通安全特定事業計画



だれもが活動しやすい、
ふれあいと温もりのあるまち

京都市建設局道路部道路維持課
京都府警察本部交通部交通規制課

交通バリアフリー特定経路・準特定経路



◆特定経路・準特定経路とは

交通バリアフリー法では、特定旅客施設と周辺の主要施設とを結ぶ経路のうち、特に重点的にバリアフリー化を図るべき経路を「特定経路」と位置付け、道路特定事業と交通安全特定事業を実施することと規定しています。また、特定経路を補完する経路として「準特定経路」を位置付け、特定経路の整備にあわせてできる限り歩行空間の確保を図っていくこととしています。

◆特定経路・準特定経路の設定

稲荷地区においては、沿道の状況等を勘案すると、有効幅員が2m以上の歩道を確保するなどの移動円滑化基準に適合した整備を平成22年までに実施、完了することが可能な道路がなく、特定経路の設定が困難な状況となっています。そこで、主要な経路については「準特定経路」として位置づけ、できる限り歩行空間の確保を行っていくこととしました。

●道路特定事業計画・交通安全特定事業計画を策定しました

JR稲荷駅及び京阪伏見稲荷駅を中心とした徒歩圏内の地区である「稲荷地区」を対象に、「稲荷地区交通バリアフリー移動円滑化基本構想」（以下「稲荷地区基本構想」といいます。）を平成18年10月に策定致しました。

これを受け、基本構想に定められた重点整備地区内の特定経路等について、「道路特定事業計画」及び「交通安全特定事業計画」を、学識経験者、高齢者や身体に障害がある方等の団体の代表者、地域の代表者、行政関係者等の意見を踏まえながら策定致しました。

また、これらの特定事業の他に、公共交通事業者が「公共交通特定事業計画」を策定して、JR稲荷駅・京都伏見稲荷駅のバリアフリー化やバス車両等のバリアフリー化を進めており、道路管理者・京都府公安委員会・公共交通事業者が一体となって稲荷地区のバリアフリー化を進めていきます。

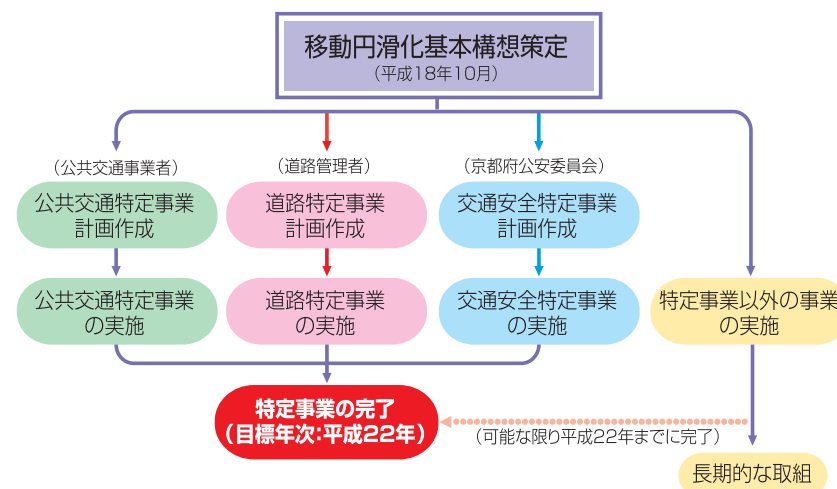
平成19年3月



平成17年11月に市民の皆様や当事者の方々と現地踏査を実施して意見交換しました

●重点整備地区におけるバリアフリー化推進の流れ

平成22年(2010年) を基本として、バリアフリー化事業を実施していきます。特定事業以外の事業については、可能な限り平成22年までに完了するよう努めるとともに、長期的な取組も進めていくこととします。



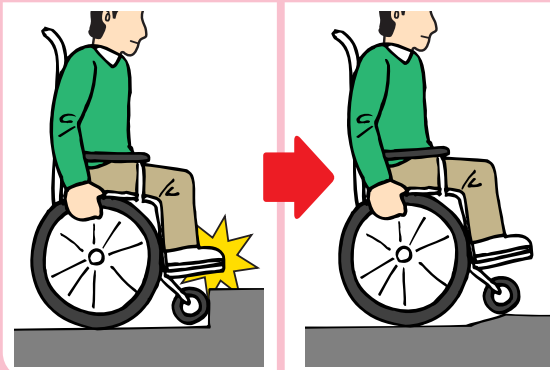
●特定事業計画に基づくバリアフリー化

「**道路特定事業**」とは、京都市が道路管理者として実施する、特定旅客施設周辺の道路における段差や勾配の改善などの事業のうち、必要性及び緊急性の高い事業です。

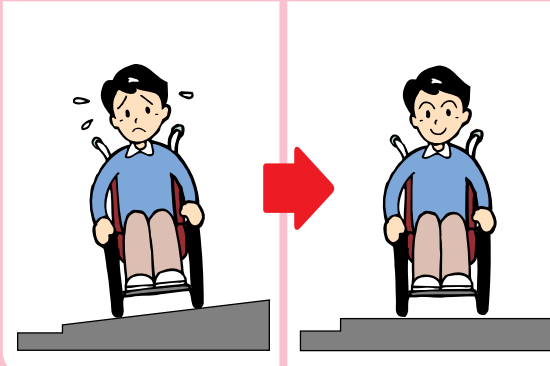
「**交通安全特定事業**」とは、京都府公安委員会が実施する、特定旅客施設周辺の道路における信号機への視覚障害者用付加装置(音響装置)の設置などの事業のうち、必要性及び緊急性の高い事業です。

●道路特定事業計画・交通安全特定事業計画

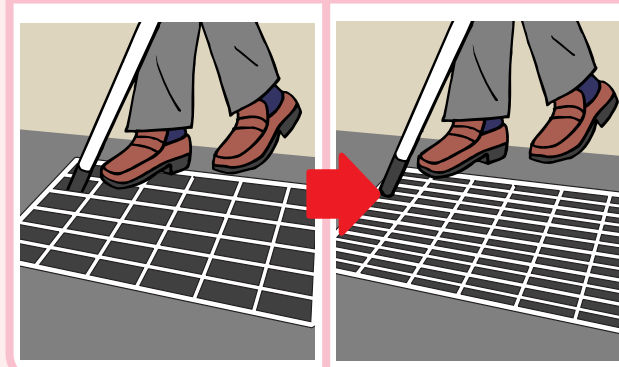
対策A 横断歩道接続部の段差・勾配の改良



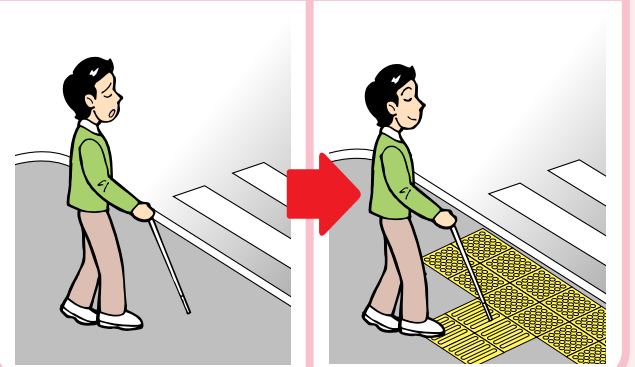
対策B 歩道の横断勾配の改良



対策C グレーティングの改良



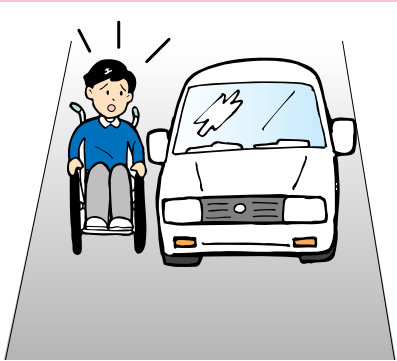
対策C・F 視覚障害者誘導用ブロックの設置・改良



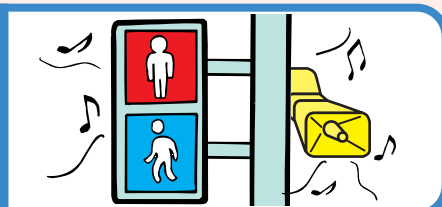
※対策Fは歩道橋下への設置・改良



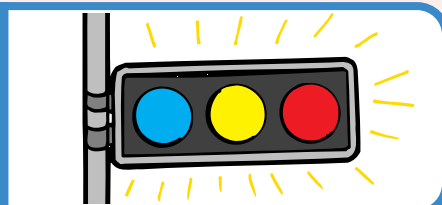
対策D 歩行者優先策の検討



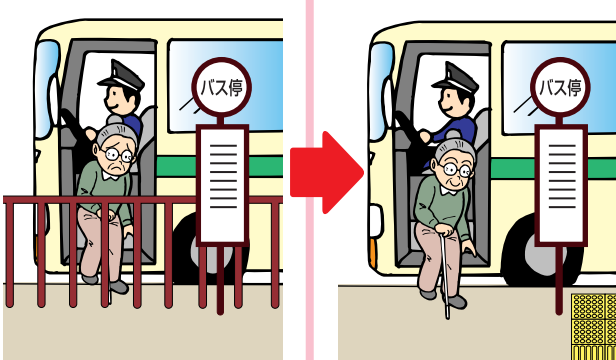
視覚障害者用付加装置
(音響装置)の設置



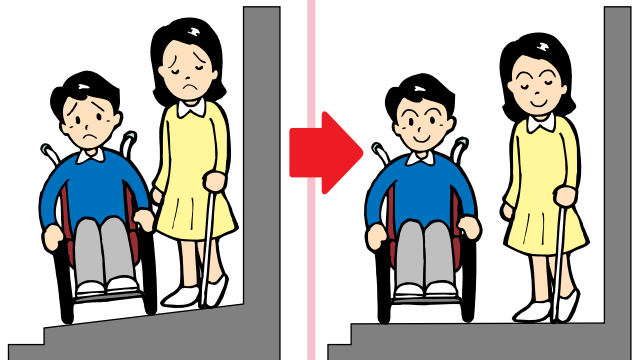
高輝度(LED)
信号機の設置



対策E バス停留所の改良



対策G 交差点部での歩道の拡幅



●道路特定事業以外のバリアフリー化対策

その他の道路事業について

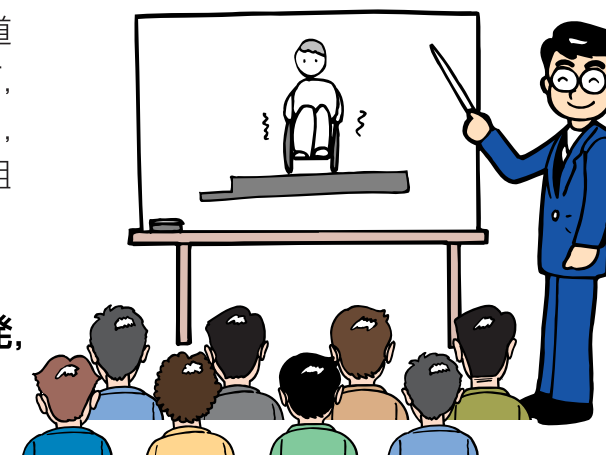
バリアフリー経路に位置付けられていない道路についても、重点整備地区内外を問わず、道路の新設及び改良を行う際は、関係者との協力のもとに、可能な限りバリアフリー化を図り、誰もが安心して移動できる道路交通環境の整備を進めます。

また、バリアフリー経路で計画していく他の事業とも調整して整備していきます。

ハードと一体となったソフト的対策について

稲荷地区において既存の歩道改良や歩道のない道路の整備によるバリアフリー化を図りますが、あわせて、ソフト的対策も進めていき、「だれもが活動しやすい、ふれあいと温もりのあるまち」の実現に向けて取り組んでいきます。

- ◆違法駐車・放置自転車等の防止
- ◆市民への「心のバリアフリー」に関する啓発、学習機会の提供
- ◆学校教育における福祉教育の充実



学習機会の提供



自転車等撤去強化
区域外の警告看板



道路利用啓発チラシ

案内情報の充実について

稲荷地区は、伏見稲荷大社を訪れる観光客や学生等も多いことから、分かりやすい案内情報の提供や伝達方法の確保・充実に取り組んでいきます。

- ◆バリアフリー化設備に関する情報の収集・提供
- ◆駅や歩行経路における分かりやすい案内情報の提供や伝達方法の確保・充実



新聞やホームページへの掲載

●整備内容と整備目標年次

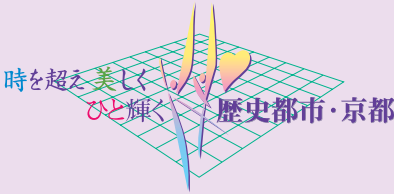
路線種別	路線名	区間	事業内容	目標年次						
				H18	19	20	21	22	23	～
準特定経路Ⅰ	市道 本町通 一般府道 中山稻荷線 一般府道 稻荷停車場線（通称:本町通）	① 区間1	歩行者優先策の検討							
準特定経路Ⅱ	一般府道 稻荷停車場線 市道 稻荷勧進橋線（通称:稻荷新道）	② 区間2	歩行者優先策の検討							
準特定経路Ⅲ	市道 河原町十条観月橋線（通称:師団街道）	③ 区間3	横断歩道接続部の 段差・勾配の改良 歩道の横断勾配の改良 グレーチングの改良 視覚障害者誘導用 ブロックの設置・改良 バス停留所の改良							
	一般府道 中山稻荷線（通称:第一軍道）	④ 区間4	横断歩道接続部の 段差・勾配の改良 歩道の横断勾配の改良 グレーチングの改良 視覚障害者誘導用 ブロックの設置・改良							
準特定経路Ⅳ	市道 深草緯23号線（通称:稻荷新道）	⑤ 区間5	歩行者優先策の検討 横断歩道接続部の 段差・勾配の改良							
—	重点整備地区内のその他の道路 一般国道24号線と稻荷新道・稻荷勧進橋線との交差点	—	視覚障害者用付加装置 （音響装置）の設置							
	一般国道24号線と第一軍道との交差点		高輝度（LED）信号機の設置							

ただし、整備目標年次は現時点での目標を示したものであり、今後の財政状況や事業の進捗状況により変更することがあります。
赤字=道路特定事業計画 青字=交通安全特定事業計画

●道路特定事業と交通安全特定事業との連携について

道路特定事業の実施は、交通安全特定事業の実施と密接に関連することから、連携を十分に図りながらバリアフリー化推進に取り組んでいきます。

同じです あなたとわたしの 大切さ



稲荷地区交通バリアフリー移動円滑化基本構想に基づく
道路特定事業計画・交通安全特定事業計画

京都市建設局道路部道路維持課
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
TEL (075) 222-3568 FAX (075) 213-0193
京都府警察本部交通部交通規制課都市交通対策係
〒602-8550 京都市上京区下立売通釜座東入数ノ内町85-3
TEL (075) 451-9111

2007年（平成19年）3月発行 京都市印刷物 第 号